

船舶インシデント調査報告書

令和5年8月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年2月12日 08時05分ごろ
発生場所	福岡県福岡市志賀島 ^{しかの} 北方沖 玄界島灯台から真方位040° 4.1海里付近 （概位 北緯33° 44.6′ 東経130° 17.3′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{げんよう} 玄洋Ⅲは、漂流中、主機を始動できず運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年4月1日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 玄洋Ⅲ、2.5トン 295-19075福岡、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力117.70kW、回転 数毎分2,850、6気筒、ボア110.0mm、使用燃料軽油、機関 製造年月不詳、昭和56年1月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、志賀島の北方沖で主機を停止して漂流し、釣りを開始した。</p> <p>船長は、釣り場を移動する目的で主機を始動しようとしたがセルモータが回らず始動できなかった。</p> <p>船長は、バッテリー等電気系統を確認した後、主機の始動を繰り返し試みたが始動できず、航行不能と判断して118番通報により救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した海上保安庁の巡視艇にえい航されて志賀島漁港に戻る途中、船長が、セルモータの状態を確認していたところ、セルモータが回って主機が始動し、航行可能となったので、えい航を中止し、自力航行して同港に入港した。</p> <p>船長は、入港後、主機の始動確認を行ったところ、セルモータの作動が不安定であったので、セルモータを分解して手入れしたところ、良好に作動するようになった。</p> <p>船長は、接点不良によりセルモータが回らなくなり、主機が始動できなくなったと本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、令和2年3月に中古で本船を購入以降、セルモータの不調</p>

	を感じたことはなく、セルモータの点検整備は行っていなかった。
分析	<p>本船は、中古で購入されて以来、長年、セルモータの点検整備が行われていない中、漂泊中、船長が、セルモータの接点不良が生じている状態で主機を始動しようとしたことから、セルモータが回らず、主機が始動できずに運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本船を購入以来セルモータの不調を感じたことがなかったことから、セルモータの点検整備を行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が中古で購入されて以来、船長が、セルモータの点検整備を行っていない中、セルモータの接点不良が生じている状態で主機を始動しようとしたため、セルモータが回らず、主機が始動できずに運航不能となったものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、定期的にセルモータの点検整備を行い、必要に応じ交換すること。